

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

| | | |
|--|--|---------------------------|
| あて先 特許業務法人雄渾 様 〒110-0014 日本国 東京都台東区北上野1丁目6番11号 ノルドビル602 | <h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T規則43の2.1]</p> | |
| 出願人又は代理人の書類記号 X19-226-PCT | 発送日 (日.月.年) 18.02.2020 | |
| 国際出願番号 PCT/JP2019/049485 | 国際出願日 (日.月.年) 17.12.2019 | 優先日 (日.月.年) 29.01.2019 |
| 国際特許分類 (IPC) B23K 26/342(2014.01)i; B23K 26/21(2014.01)i; F01D 5/28(2006.01)i; F01D 25/00(2006.01)i FI: B23K26/342; B23K26/21 Z; F01D5/28; F01D25/00 L | | |
| 出願人 (氏名又は名称) 住友重機械ハイマテックス株式会社 | | |

| |
|---|
| <p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのP C T規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がP C T規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式P C T / I S A / 2 2 0を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式P C T / I S A / 2 2 0を参照すること。</p> |
|---|

| | | |
|--|--|---|
| 名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 | 見解書を作成した日 <p style="text-align: center;">03.02.2020</p> | 権限のある職員（特許庁審査官） <p style="text-align: center;">岩見 勤 3P 6101</p> <p style="text-align: center;">電話番号 03-3581-1101 内線 3363</p> |
|--|--|---|

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

| | | | |
|----------------|-----|-------------|---|
| 新規性 (N) | 請求項 | 3-5, 8 | 有 |
| | 請求項 | 1-2, 6-7, 9 | 無 |
| 進歩性 (IS) | 請求項 | | 有 |
| | 請求項 | 1-9 | 無 |
| 産業上の利用可能性 (IA) | 請求項 | 1-9 | 有 |
| | 請求項 | | 無 |

2. 文献及び説明:

- 文献1 : JP 2005-522342 A (シーメンス アクチエンゲゼルシャフト) 28.07.2005(2005-07-28)
 段落[0008], [0017]-[0019], [0031]-[0056], 図2-3, 5 & US 2004/0112280 A1,
 段落[0007], [0017]-[0019], [0038]-[0087], 図2-3, 5 & CN 1516756 A
 文献2 : JP 2014-29145 A (三菱重工業株式会社) 13.02.2014(2014-02-13)
 段落[0033], 図3-4 & US 2015/0233257 A1, 段落[0059], 図3-4 & CN 104718348 A
 文献3 : JP 2012-522644 A (シーメンス アクチエンゲゼルシャフト) 27.09.2012(2012-09-27)
 全文, 全図 & US 2012/0103950 A1, 全文, 全図 & CN 102448650 A
 文献4 : JP 2016-508449 A (シーメンス エナジー インコーポレイテッド)
 22.03.2016(2016-03-22)
 全文, 全図 & US 2012/0181255 A1, 全文, 全図 & CN 105431250 A
 文献5 : JP 2015-166178 A (アルストム テクノロジー リミテッド) 24.09.2015(2015-09-24)
 全文, 全図 & US 2015/0198052 A1, 全文, 全図 & CN 104775116 A

請求項1に係る発明は、国際調査報告に引用された文献1により、新規性、進歩性を有しない。
 文献1には、レーザビーム2、及び、合金製の基板18と同じ素材を用いて、基板18上に溶接ビードを形成させる方法の発明が記載されている。(段落[0008], [0017]-[0019], [0031]-[0056], 図2-3, 5を参照。)
 また、文献1の[0056]には、従来技術であるが、「その結果個々の溶接ビード(新しい素材が並列して成長する範囲)が重複又は接触する・・・即ちこのレーザビーム2はx方向に何回も往復運動し、徐々に歩進的にz方向に前進する。」と記載されているから、文献1に記載された発明は、請求項1に係る発明の発明特定事項が記載されているものと認められる。
 また、文献1の図3からはレーザビーム2の走査されるx方向は、短手方向といえる。

請求項2に係る発明は、文献1により、新規性、進歩性を有しない。
 文献1の図3からは基板18はz方向の長さに対してx方向の長さが小さく、薄肉部材といえる。

請求項3に係る発明は、文献1により、進歩性を有しない。
 薄肉部材の肉厚については、諸般の条件を鑑み、当業者が適宜設定し得る程度の設計的事項に過ぎない。

請求項4に係る発明は、国際調査報告に引用された文献1-2により、進歩性を有しない。
 文献2の図3からは、薄肉部材の端部が曲面形状を有し、端部に少なくとも一部が重複する二区画以上の金属肉盛層が形成されているといえる。
 文献1-2は、肉盛溶接方法という共通の技術分野に属する。
 してみれば、文献1記載の発明に、文献2記載の発明を適用することで、請求項4に係る発明の発明特定事項を得ることは、当業者が容易に想到できたものと認められる。

請求項5に係る発明は、文献1により、進歩性を有しない。
 文献1の[0056]には、「従来技術による方法では、施すべき素材の層は、被処理表面(11)の縦方向に対し横方向(x方向)に、その都度処理すべき表面の範囲に相当する狭い範囲(12)内に並列に施される。」と記載しており、進行方向のz方向に対し、垂直方向以外の軌跡を有さないから、文献1に記載された発明は、請求項5に係る発明の発明特定事項が記載されているものと認められる。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

請求項6に係る発明は、文献1により、新規性、進歩性を有しない。

文献1の[0056]には、「即ちこのレーザービーム2はx方向に何回も往復運動し」と記載されているから、文献1に記載された発明は、請求項6に係る発明の発明特定事項が記載されているものと認められる。

請求項7に係る発明は、文献1により、新規性、進歩性を有しない。

文献1の[0008]には、「単結晶体のタービン翼の合金として、特にニッケル(Ni)、コバルト(Co)又は鉄(Fe)基の所謂超合金が使用される。」と記載されているから、文献1に記載された発明は、請求項7に係る発明の発明特定事項が記載されているものと認められる。

請求項8に係る発明は、文献1により、進歩性を有しない。

請求項2に係る発明について述べた内容を参照。

また、文献1に記載された発明による結果物は、請求項8の金属肉盛層を形成させた後に、薄肉部材の変形の矯正及び/又は余肉の除去加工を施さないことによる結果物と物としての差異が見出せない。このことから、文献1に記載された発明は、請求項8に係る発明の発明特定事項が記載されているものと認められる。

請求項9に係る発明は、文献1により、新規性、進歩性を有しない。

文献1の[0017]には、「ガスタービンの回転翼」と記載されているから、文献1に記載された発明は、請求項9に係る発明の発明特定事項が記載されているものと認められる。